

(3)自殺対策基本法の改正 について

基本理念（第2条）

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

自殺予防週間・自殺対策強化月間（第7条）

- 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開
- 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開

都道府県自殺対策計画等（第13条）

- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定めるものとする。

基本的施策（第15条～第22条）

- 調査研究等の推進及び体制の整備（第15条）
- 人材の確保等（第16条）
- 心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等（第17条）
- 医療提供体制の整備（第18条）
- 自殺発生回避のための体制の整備等（第19条）
- 自殺未遂者等の支援（第20条）
- 自殺者の親族等の支援（第21条）
- 民間団体の活動の支援（第22条）

必要な組織の整備（第25条）

- 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

自殺総合対策大綱（第12条）

- 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（自殺総合対策大綱）を定めなければならない。

都道府県・市町村に対する交付金の交付（第14条）

- 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

自殺総合対策会議（第23～第24条）

- 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議を置き、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ・ 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - ・ 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整すること。
 - ・ 上記のほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。
- 会議は、会長及び委員をもって組織し、会長は厚生労働大臣を充て、委員は国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者を充てる。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要（令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、子どもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった（平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍）。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、子どもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加（第2条第6項・第7項）

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- 子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. 子どもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- 子どもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記（第3条第2項）
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、子どもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記（第5条）

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定（第17条第3項）
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定（第18条）
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定（第19条第2項）
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関する注意を促すための措置について規定（第19条第3項）
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記（第20条）、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定（第21条）

4. 協議会（第4章）

- 地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策で子どもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会は子どもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討（附則第2条）

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加（改正法附則第3項）

- こども家庭庁の所掌事務として、子どもに係る自殺対策を規定

主な改正内容

1 基本理念の追加

- ・自殺対策は、情報通信技術、AI等を適切に活用しながら実施するとともに、インターネット等で流通する自殺に関する情報が及ぼす影響に対して適切な配慮を促す。
- ・子どもに係る自殺対策は、社会全体で取り組む。

2 子どもの自殺対策についての国の責務、学校の責務の追加

- ・子どもの自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣は、関係機関と緊密に連携して施策を推進する。
- ・学校は、関係者との連携を図りつつ、子どもの自殺の防止等に取り組むよう努める。

3 基本施策の拡充

- ・学校は、生徒の心の健康の保持のための健康診断、精神保健に関する知識の向上に努める。
- ・国及び地方公共団体は、自殺未遂者等への継続的な支援を行うために必要な施策を講じる。
- ・自殺者の親族等への支援に関しては、その生活上の不安等の緩和の観点からも行う。

4 子どもの自殺対策についての協議会の設置

- ・地方公共団体は、自殺発生回避や自殺未遂者等の支援のため、学校や医療機関、民間の団体等で構成する協議会を設置することができる。